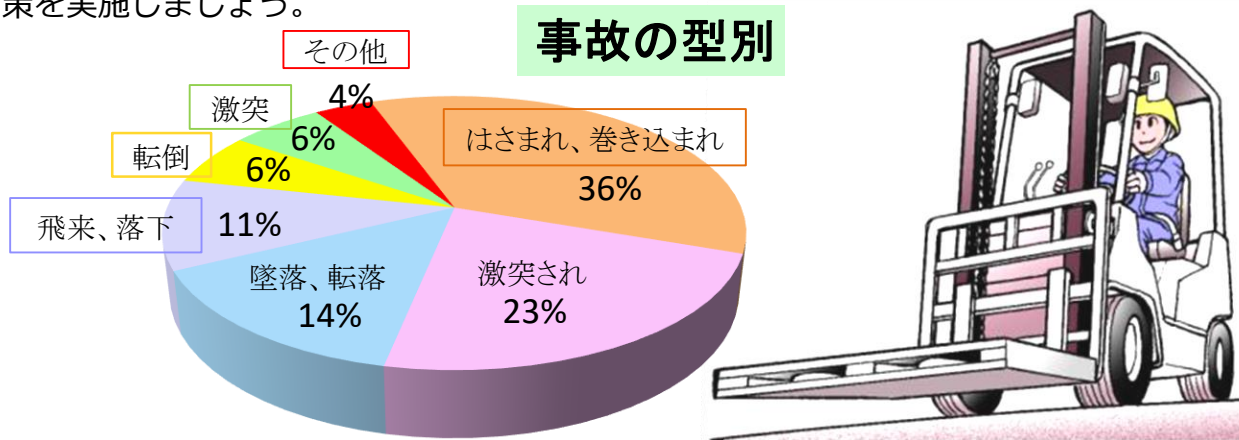


フォークリフトの災害を防止しましょう！

フォークリフトを安全に操作し、災害のない職場を目指しましょう。

平成18年以降の徳島県内の労働災害（休業4日以上死傷災害）のうち、フォークリフトが関係する131件を分析したところ、「はさまれ、巻き込まれ」災害が最も多く発生し、また、「フォークリフト運転中の事故で、オペレーター以外が被災した」災害が多いことが分かりました。

フォークリフト災害を防止するため、労使や荷主等関係者が一体となって裏面の「フォークリフト安全作業のポイント」を参考に労働安全衛生関係法令で定める措置や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」で示すフォークリフトによる労働災害の防止対策を実施しましょう。



労働災害の事例	占める割合
①フォークリフト運転中の事故で、オペレーターが被災した事例 ・オペレーターがフォークリフト運転席で横向きの姿勢でバックし、停止させようとしたが停車できず、ペダルから離れた左足が壁面と車体に挟まれ負傷した。	8%
②フォークリフト運転中の事故で、オペレーター以外が被災した事例 ・フォークリフトのオペレーターが、後方を十分に確認しないままバックしたため、荷物の確認作業中の労働者に衝突した。 ・荷物を取りに歩行中、左右の確認をせず道路を横断したところ、確認不足のフォークリフトと衝突した。	37%
③フォークリフト操作中の事故で、オペレーターが被災した事例 ・フォークリフトで製品搬入中、障害物を避けるため上昇させたフォークが前のめりになり、起こした瞬間、マストを握っていた手がバックレストとの間に挟まれ負傷した。	8%
④フォークリフト操作中の事故で、オペレーター以外が被災した事例 ・フォークリフトで積荷作業中、同僚に気付かずにフォークを降ろしたため、同僚の手が地面とフォークとの間に挟まれ負傷した。 ・荷卸し中、荷が荷崩れを起こしたため、同僚が手で押さえていたところ、オペレーターが、フォークの先を上げたため、バランスを崩した荷が同僚の右足に落下し負傷した。	17%
⑤オペレーターがフォークリフト操作以外の作業中に被災した事例 ・オペレーターが、フォークで持ち上げたパレット上で作業中、コンテナに移ろうとして足が滑り、1.8メートルの高さから墜落した。 ・高所の資材置き場から、フォークリフトのマスト伝いに降りようとした際、足が操作レバーに当たったためマストが作動し、フォークリフト本体とマストの間に足を挟み負傷した。	30%



【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 作業計画を作成すること。

エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

- ① フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をしないこと。
- ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
- ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
- ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨ バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底すること。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。
- ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

カ 構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。

キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。



【用途外使用の禁止】